

▼ 特集

揺れる有権者像

ケニア身分証明制度の現在

偽造「キパンデ」時代の到来

津田 みわ

1 IDカードをめぐる政治

「IDカードを提示しなければ有権者登録できないというわが国の制度は、円滑たるべき選挙過程の障害となっている。登録されるべき人が登録されなかったケースがないとは言えない。その人数は150万人を超えないと思われるが」。

ケニア選挙管理委員会委員長Z・チェソニはジンバブエとの選挙制度合同討議に提出したレポー

トでこのように述べ、1992年総選挙に先立ってIDカードが適切に発行されなかったケースが「ないとは言えず」、実のところ多数発生したことをほのめかした（*Daily Nation*紙、1994年11月16日）。次いで95年2月には、14名の野党議員が、次回総選挙までに有資格者全員にIDカードを発行するよう要求書を政府に提出した。要求書では、有資格年齢（18歳）に達した若年層のうち、IDカードをいまだ発行されていない人数は400万人以上に上ると述べられている（*Sunday Nation*紙、1995年2月12日）。

G・サイトディ副大統領
(*The Economic Review*, Jan 2-8, 1995)



オレ・ンティママ地方政府省大臣
(*The Economic Review*, Apr. 17-23, 1995)



ケニア身分証明制度の現在

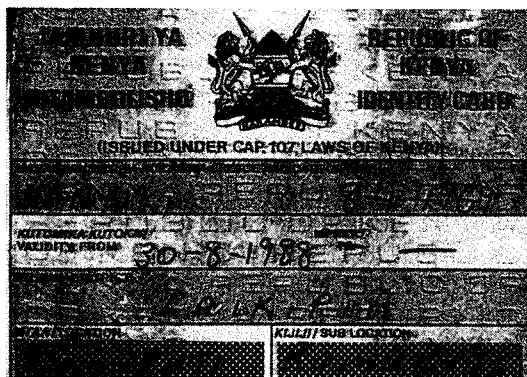
ケニアにおいて、このIDカードは最も重要かつ基本となる身分証明書であり、法律によって18歳以上のケニア国民全員に取得義務が課せられている。現在のカード記載事項は姓名、正面顔写真、左手親指指紋、生年月日、出生地(県だけでなくロケーション、サブ・ロケーションのレベルまで記載される)、本人サイン、性別、発行所および発行年月日、発行ナンバー、登録係官サインである。IDカードを取得していないと、上述のチェソニ・レポートで言及されていたように国会議員選挙、大統領選挙において有権者登録することができない。それだけでなく、パスポート、運転免許証、各種証明書の発行も申請できないし、銀行で口座を開設することも小切手を現金化することもできない。就職の際にも、通常はIDカードの掲示が求められる。

これほど重要な証明書が100万人を超える規模の有資格者に発行されていないのであれば、それだけで十分問題であるが、後述するように、ある特定の部族に属する人々に対し意図的に発行を遅らせるという事態が、特に複数政党制への復帰が決定した91年以降のケニアで続いているらしい。

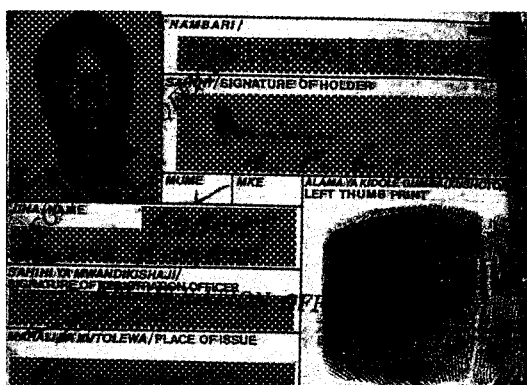
この問題を取り上げた1994年9月21日付 *Daily Nation* 紙の解説記事は、以下のように述べている。

「昨今、IDカードをめぐる多くのニュースが報告されている。リフト・バレー州に住むいくつかの部族に属する人々が、IDカードの発行を拒否された上、“父祖の地へ帰って登録しよう” 言い渡されたというのである。同州を訪問したケニア民主党 (DP) 党首M・キバキ氏も、“よその” へのIDカード発行拒否という事態が同州に拡がっていると発言したと報告されている」。

同解説記事は、続いてリフト・バレー州ナクル県ナイバシャにおいて、1992年総選挙を目前に控えた91年後半になって有権者登録所が事前に公示



現行のIDカード

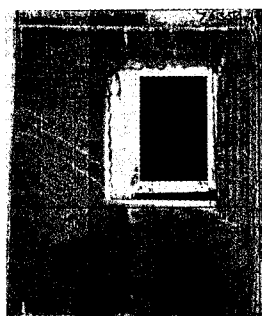


することなく突如閉鎖され、その後もなんらの説明もなされなかったとの報告があることを紹介し、登録所閉鎖が意味するところは、“よその”はリフト・バレー州で有権者登録するのをやめて父祖の土地へ帰って登録せよ、という意志が政府、行政側にあったということだとしている。

記事では明示されていないが、ここで“よその”と呼ばれているのは、主としてキクユ人である。もちろんリフト・バレー州のキクユ人たちは、多くの場合何世代も前から同州に住んできたのであり、「帰る」土地が実際にあるわけではない。その彼らが“よその”と位置づけられてしまう主たる原因は、リフト・バレー州出身の政権党ケニア・アフリカ人全国同盟 (KANU) の有力者たちの

14 MOVEMENT PERMIT Movement From (Place) _____ To (Place) _____ Via (Place or most direct route—whichever applicable) _____ VALID BETWEEN (Date—Month—Year) 1955 AND (Date—Month—Year) 1955 FOR THE PURPOSE OF _____ Movement Permit Register Entry No. _____ ISSUED AT (Station) _____ ON (Day—Month—Year) 1955 BY (Name—Rank) _____ DRIVER'S STAMP _____ (Signature of Issuing Officer) _____	15 RESIDENCE PERMIT RESIDENCE IN (Place) _____ At NATIVE LOCATION VALID FROM 3 NOV 1955 TO (Date—Month—Year) 1955 FOR THE PURPOSE OF DEPENDANT BY (Full Name) _____ OR (Full address) _____ RESIDENCE PERMIT REGISTER ENTRY No. _____ ISSUED AT THOMSON'S FALLS ON 3 NOV 1955 BY K. C. VIDLER THOMSON'S FALLS (Signature of Issuing Officer) _____
--	--

キクユ・エンブ・メル パスブック

	IDENTITY REGISTRATION No. _____ NAME _____ TRIBE KIKUYU DISTRICT KIAMBU LOCATION KABETE CHIEF KIMUTHIA SUB-LOCATION KABETE OCCUPATION DEPENDANT MADE ON AGE GROUP KIAMBU ISSUED AT THOMSON'S FALLS ON 3 NOV 1955 BY K. C. VIDLER THOMSON'S FALLS (Signature of Issuing Officer) _____
---	---

言動にある。キクユ人とマサイ人、カレンジン人とは、土地の再分配をめぐる長い係争の歴史をもっている。その上で、たとえば現職の副大統領と地方政府省大臣（ともにマサイ出身である）がリフト・バレー州で選出された他のKANU党国会議員らとともに「マサイおよびカレンジンの両コミュニティに協力的でない他の部族民はリフト・バレー州から退出せよ」とする声明を出す(1993年4月。通称キテングラ宣言)など、92年の複数政党制以降、政権党の有力者が先頭に立って部族を単位とする係争を煽ってきたのである。リフト・バレー州を部族別人口で見ると、カレンジンと総称されるツゲン、ボコット、ナンディ、キプシギスらをはじめ、マサイ、トゥルカナ、サンプルラナイロート系言語を母語とする諸部族が圧倒的多数を占めている。その中で、商業的農業に適した高地に

限ってはバンツー系に属するキクユ人が高い人口比を占める傾向にあり、件のナクル県もその一部である。しかし、リフト・バレー州の部族別人口比においてキクユ人が比較的少数であることが、彼らを“よそのもの”にしているとは考えにくい。どの行政区においても部族別人口比から見て少数派に属する部族はある。しかし、リフト・バレー州のようにそれが政治問題化している例は、筆者の調査した範囲では、他に一例（ウェスタン州のブンゴマ、マウント・エルゴン両県）しか見あたらない。

2 身分証明制度の歴史

ところで、ケニアで身分制度が初めて導入されたのは、植民地期にさかのぼる1920年であった。ウガンダ鉄道建設および入植者の農場への労働力徴用がその主たる目的であった。当時の身分証明書はパス・ブック（通称キパンデ）と呼ばれ、植民地総督によって「原住民」と認定された16歳以上の（または相当の年齢集団に属する）ケニア人に発行され、常時携行が義務づけられた。原住民登録条令（Native Registration Ordinance）のもとで導入された、いわゆるキパンデ・システムである。24時間以上の雇用および解雇にあたっては、パス・ブックに雇用主が裏書きすることが義務づけられており、被雇用者の側には実質上退職・転職の自由がなかった。さらに常時携行が義務づけられていたため、人々はパス・ブックを入れた小袋に紐を通し、家の中でさえ首から下げたまま生活することを強いられた。

当然ケニア人「原住民」の間でこのキパンデ・システムは大変評判が悪く、反植民地運動の火に油を注ぐものであった。事態を憂慮した植民地政府側は1949年に原住民登録条令を廃止、新たに国民登録法（Registration of Persons Act）を制定し



て、身分証明書の携行義務を廃止した。キパンデ・システムはここにいったん終了したのである(ちなみに現行の身分証明法である国民登録法〔ケニア法第107章〕は、この植民地期に制定された法に改正が加えられたものにすぎない。ケニアの身分証明法は大枠で植民地期から変わっていないのである)。

ただし、いったん終了したキパンデ・システムは、1950年代の非常事態宣言下で一部の部族のみを対象に復活した。キクユ人、エンブ人、メル人が、「マウマウ」と呼ばれた土地解放を求める武力闘争に関与しているとされ、ふたたびパス・ブックが発行され、常時携行を義務づけられたのである。このパス・ブックは、正式な名称を「キクユ・エンブ・メル・パス・ブック」という。正面顔写真、両手親指指紋、本人サイン、姓名、出身地、職業、年齢または年齢集団、発行所、発行年月日、発行係官姓名およびサイン、発行所印、女性の場合には彼女の扶養者としての夫あるいは父親のパス・ブック番号と続柄が記載された。復活したパス・ブックの目的は、以前のような労働力徴用でなく、反植民地派の移動を極端に制限し、囲い込むことにあった。

3 新段階に入った身分証明制度

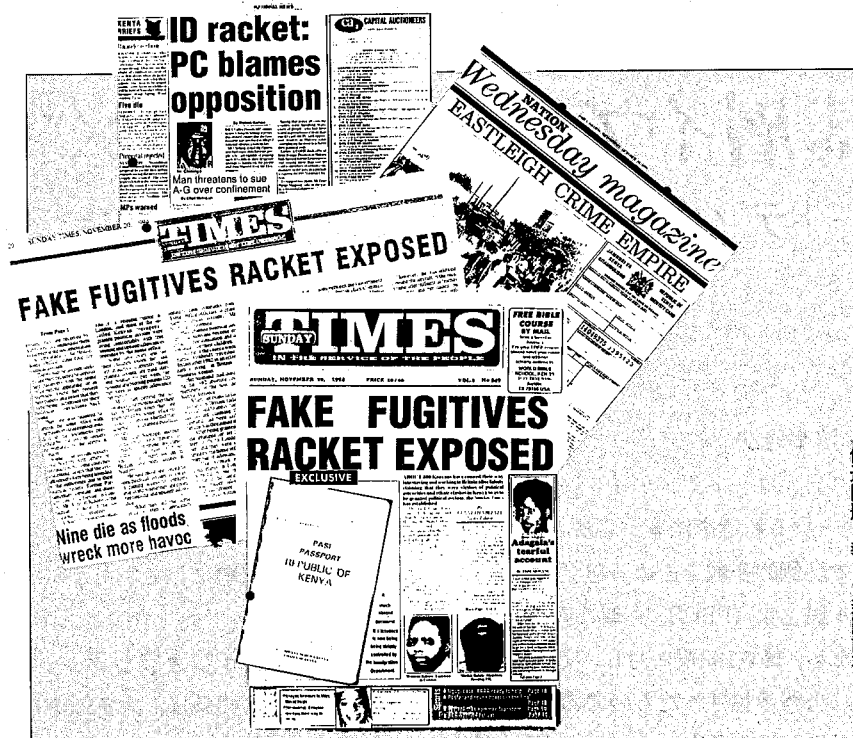
1963年に独立した際、人々はこぞってこれらのパス・ブックを焼き捨てた。パス・ブックが、労働力の搾取と管理の手段として、「原住民」やキクユ人、エンブ人、メル人にのみ発行された時代には、身分証明書を所有していることそのものが支配され抑圧された不自由な生活を送らねばならないことを意味していたのである。しかし、独立後30年を経た今日では、状況は全く逆転している。

ケニアの身分証明制度は今や新たな段階に入っているのである。現在では、18歳以上のケニア国

民であれば誰でも身分証明書を発行されるのであり、逆に身分証明書を所有していないことによる不自由は計り知れない。政府・行政側は、発行すべき身分証明書を発行しないことによって特定の人々を政治的にも経済的にも窮地に陥れることができる。「持たされること」に抵抗した時代は終わり、「持たせてもらえないこと」に抗議する時代がきているのである(そのいずれの「被害者」にもおそらくキクユ人が含まれていることは注目に値するだろう。植民地期にキクユ人は後の初代大統領ケニヤッタを擁して反植民地運動の中心的基盤となったが、1992年の複数政党制移行後の野党勢力の中心的基盤のひとつとなっているのもやはりキクユ人である)。

「持たせてもらえないこと」が問題になる状況であるから、IDカードが偽造されるようになったのも、当然といえるかもしれない。1994年10月26日付 *Daily Nation* 紙の署名入り解説記事は、あるソマリ国籍の難民が2000ケニア・シリング(約4000円)で偽造IDカードとケニアのパス・ポートを入手し今ではケニア市民として定職についているとのインタビューを紹介した上、同記者自身もナイロビ東部で活動する「業者」に1000ケニア・シリングを支払い、2時間ほどで記入前のIDカードを入手することに成功したと述べている。前述のリフト・バレー州ナクル県でも偽造IDカードの存在が問題になっている。ナクル県の行政側の長であるリフト・バレー州長官によれば、IDカードを複数所有している住民が同州全域で多数捕らえられているという。州長官は、同県で活動する野党、FORDーアシリのナクル県支部が支持者に偽造IDカードを発行していると述べているが、FORDーアシリ側も行政側がKANU支持者に発行しているのだと反論しており、責任の所在は明らかになっていない(*Standard*紙、1994年12月17日)。

こうした事態について、筆者は本年2月にナイ



ID偽造問題を報じた新聞記事

ロビ商工会で講演する機会を得た。席上、日本大使館のK氏に向けて他の出席者から、IDカード制度の健全な運営のためにコンピューターの導入や人材育成など、日本が経済協力できる余地はあるかとの質問があった。それに対しK氏は、残念ながら、と前置きし、IDカード制度が健全に運営されないことによって政権側が何らかの利益を享受している場合には、健全化のための協力要請があるとは考えられず、そうならば日本としても要請のない状態でいわば勝手に「協力」することはできない、と回答していた。

もちろんケニア政府側は、選挙管理委員会委員長チェソニの発言にもあったように、IDカードの発行にこれまで不備があったことをすでに認めており、1994年12月には全ケニア市民に対して新ID

カードを発行する予定だと発表している（Daily Nation紙、1994年12月5日）。冒頭で述べたように、現在のケニアではIDカードなしには選挙権を行使することも銀行口座を開設することもできないし、多くの場合、就職もむずかしい。もしリフト・バレー州でキクユ人を中心とする特定の部族に属する人々がその属性を理由にIDカードの発行を受けられないでいるという報告が事実であれば、深刻な政治的・経済的嫌がらせが差別的に行なわれていることになる。IDカードの適切な発行は、広範な政治参加を達成するための最も基礎となるものである。身分証明書としてのIDカードの持つ重要性に鑑みても、今後の事態の推移が注目されるころである。

（つだ・みわ／在ナイロビ海外派遣員）